

⑪ 過誤納還付金の請求及び受領に関する委任状

東京都の場合 (※)

(※) 各都道府県で様式が異なる。各県ごとの記入例は、別紙を参照。

過誤納還付金の請求及び受領に関する委任状

東京都知事 殿

平成 年 月 日

[委任者 納税義務者]
〒197-0023

住所 **東京都福生市志茂2丁目1番地5号**

氏名 (名称) **根津 多摩男**

電話番号 **042-123-4567**

受付印 (事務所)

受付印 (都税還付管理室)

受付番号 (都税還付管理室)

<A>

下記の過誤納還付金についての請求権及び受領権を受任者に委任しました。
ただし、過誤納還付金が本状提出後6ヶ月以内に発生しなかった場合は、本委任を解除します。

記

自動車登録番号	
年 度	平成 年度
税金の種類	自動車税 ・ 自動車取得税 【どちらかを○で囲んでください。】
発生理由	1 廃車 (月 日)
	2 重複・超過納付 3 減免
	4 その他 ()
	【該当理由を○で囲んでください。】

[受任者]
〒

住所

氏名 (名称)

電話番号

御注意

- 委任状は、委任者が自署・押印してください。
- 委任状に記載・押印等の漏れ・不備があった場合は、返却することがあります。
- 廃車等により過誤納還付金が発生する場合は、登録日から3日までに提出してください。それ以後の提出分は納税義務者に還付されることがあります。
- 委任状を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金(都税等)があるときは、地方税法第17条の2 第1項の規定により当該未納の徴収金に充当されるため、委任状の受任者に還付されません。(充当された結果は受任者宛てに通知されますのでご注意ください。)
- 委任状は、東京都主税局徴収部都税還付管理室還付第二係【〒171-8528 豊島区西池袋1-17-1 Ⅱ03-5985-7819】へ提出してください。(郵送可、事前受付可)

<A> 委任者 (納税義務者)

- ・ 日付は記入しない。
- ・ 自動車税を納税している方の印鑑証明と同様に住所・氏名・電話番号を記入。
- ・ 実印を押印。

[委任者 納税義務者] 平成 年 月 日

〒197-0023

住所 **東京都福生市志茂2-1-5**

氏名 (名称) **根津 多摩男**

電話番号 **042-123-4567**

印鑑登録証明書

印鑑証明

氏名	根津 多摩男	性別		生年月日	
住所	東京都福生市志茂2丁目1番地5号				

実印